

# 中国の対外貿易障壁調査規則に関する考察<sup>1</sup>

東京国際大学商学部准教授・ERINA 共同研究員 宋俊憲

東京国際大学大学院商学研究科博士前期課程 陳璐

## I. はじめに

中国は、WTO加盟を契機に、「守り」と「攻め」の両面で国際通商ルールを用いて積極的に自国の利益を保護するようになった。かつての日本と同様に、中国でもいわゆる攻撃的法律主義(aggressive legalism)に基づく対外通商政策が展開されるようになったのである。実際、中国の攻撃的法律主義は、WTO紛争解決手続の利用状況やアンチ・ダンピング措置の発動件数等から確認することができる。さらに、一方的措置(unilateral measures)とも言える対外貿易障壁調査規則(Investigation Rules of Foreign Trade Barrier)の導入により、中国における通商政策方針の転換はより鮮明になった(Nakagawa, 2007)。

中国の対外貿易障壁調査規則は、他国の貿易投資障壁に関する調査を実施し、中国企業への悪影響を解消する目的で導入された。中国政府は、国内企業等からの申請を受けて調査を行い、貿易投資障壁の存在が認められた場合に、当該国に対して(1)二国間協議、(2)多国間紛争解決メカニズムの開始、(3)その他の適切な措置を講じることとなる。実際、2004年に日本の海苔輸入割当制度に対して調査が行われて、一連の経緯を経て日本政府は2005年から中国産海苔の輸入を認めることになった。また、2011年に米国の再生可能エネルギー支援政策と補助金政策に対して調査が行われて、米政府の6つの支援プログラムがWTO協定に違反するとの最終判断が示された。

本稿は、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉の妥結により、日中韓FTA及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の実現可能性が高まる中で、中国における攻撃的法律主義の動向を検討した上で、対外貿易障壁調査規則の実体的及び手続的規定を分析し、政策的な示唆を提示する。特に、米国の通商法301条<sup>2</sup>及びEUの貿易障壁規則(Trade

Barriers Regulation ; TBR)<sup>3</sup>と比較しながら、規定上の特徴及び制度運用上の問題を明らかにする。

本稿の構成は、次の通りである。まず、次節では、攻撃的法律主義の概念について説明し、中国の攻撃的法律主義に基づく通商政策転換を確認する。続いて第3節では、対外貿易障壁調査規則の制定及び改正の経緯について概観する。第4節と第5節は、米国通商法301条及びEUのTBRを参照しながら、それぞれ対外貿易障壁調査規則の実体的規定と手続的規定を考察する。最後は、本稿の分析結果をまとめ、今後の課題について述べる。

## II. 中国の攻撃的法律主義

本節では、攻撃的法律主義の観点から中国の通商政策転換について確認したい。そこで、まず攻撃的法律主義の概念を明確に定義する必要がある。Pekkanen(2001)によって提示された攻撃的法律主義とは、「他国との貿易紛争において、一連の実体国際法上の規定を守り(shield)と攻め(sword)の両面で使用する意図的戦略」として定義される<sup>4</sup>。Pekkanen(2001)は、1980年代後半における日本政府の通商政策転換を攻撃的法律主義として表現した。

従来の日本は、1955年にGATTに加盟したものの、その紛争解決メカニズムの有効性に否定的な姿勢を堅持し、一貫して二国間協議を通じた貿易摩擦の解決を模索してきた。ところが、1988年にカナダとの貿易紛争<sup>5</sup>、日本が初めてGATTで勝訴したことを契機に、日本の通商政策方針は大きく変化した。そして1990年代に入り、日本は、主要国の不公正な貿易政策・慣行を調査して報告書として毎年公表するなど、攻撃的法律主義に向けた動きが一層加速した(Pekkanen, 2001)。このような日本の動きについて、Nakagawa(2007)は「穏健な法律主義」(moderate legalism)

<sup>1</sup> 本稿の執筆にあたり、日本大学の陸亦群先生及び東京国際大学の金琦先生から貴重なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

<sup>2</sup> Sections 301~310 of the Trade Act of 1974.

<sup>3</sup> Council Regulation (EC) No. 3286/94 of 22 December 1994.

<sup>4</sup> Pekkanen(2001), p. 708.

<sup>5</sup> Canada/Japan: Tariff on Imports of Spruce, Pine, Fir (SPF) Dimension Lumber, Report of the Panel adopted on 19 July 1989 (L/6470-36S/167).

という表現を使いつつ、多少異なる意見を示している。しかし、攻撃的法律主義は、歴史的な文脈の中で、日本の通商政策転換を説明する重要な概念である(Araki, 2006)。

日本の攻撃的法律主義は、他の東アジア諸国に拡散することになる(Gao, 2005)。特に、韓国は、WTO体制が発足して以来、積極的にWTO紛争解決手続を利用するなど、攻撃的法律主義に基づく通商政策を重視するようになった。Ahn(2003)によれば、かつての日本と同様に、韓国は1999年に米国との貿易紛争で勝訴し<sup>6</sup>、この事例で得られた経験や自信が攻撃的法律主義の展開に大きな役割を果たした。

一方、中国では、WTO加盟を契機に、攻撃的法律主義に基づく通商政策が見られるようになった(Nakagawa, 2007)。例えば、中国政府は、日本の不公正貿易報告書と同様に、主要国の不公正な貿易政策制度を調査・整理した国別貿易投資環境報告を2003年から公表している。また、Jung(2002)は、中国における攻撃的法律主義の端緒として、2002年5月に発動された一部鉄鋼製品に対する暫定セーフガードに注目している。実際に、中国による貿易救済措置の利用は非常に増加し、1995年から2014年まで中国が発動したアンチ・ダンピング措置は176件に上り、世界6位の実績を記録している(WTO, 2016)。最後に、中国版通商法301条とも言える対外貿易障壁調査規則の制定は、中国の攻撃的法律主義を象徴するものである(Nakagawa, 2007)。

### Ⅲ. 対外貿易障壁調査規則の概要

中国は、飛躍的な経済成長に伴い、対外貿易投資も急速な勢いで拡大してきた。実際、中国は2001年にWTOに加盟して以来、世界の工場としての役割を果たし、世界第2位の経済大国(GDP基準)となり、世界最大の貿易大国の地位を維持している。しかし、その一方で、中国企業が海外の貿易投資障壁によって不合理な影響を受けるケースも増加し、中国の輸出拡大及び海外市場開拓に大きな阻害要因として浮上したのである(蔡, 2004)。そこで、中国企業の貿易投資活動を積極的に保護し、公正な貿易投資環境を確保するため、新たな法制度の導入が模索されるようになった(李, 2005)。

中国対外経済貿易合作部(現在の商務部)<sup>7</sup>は、2002年7

月に貿易投資障壁情報収集マニュアルの作成を公表し、関連情報を中国企業に普及する取り組みを開始しながら、定期的な情報収集に着手した(崔, 2008)。その後、商務部は、2003年から国別貿易投資環境報告が毎年公表し、主要国の貿易投資環境及び制度政策について評価・指摘している。さらに、2002年9月23日には、外国の不公正な貿易投資障壁を調査して是正を求める対外貿易障壁調査暫定規則(以降「暫定規則」と表記)が制定され、同年11月1日から正式に施行された。

実際、中国政府は、2004年4月に日本の輸入割当(Import Quotas : IQ)制度を対象に調査を行い、当該制度の改善を導くことが可能となり、日本に向けた中国産海苔の輸出が開始されることになった。当時、日本政府は、海苔をIQ品目として輸入規制しながらも、韓国産海苔については歴史的な経緯等を理由に一部輸入を認めてきた。そこで、中国江蘇省海苔協会が、商務部に暫定規則に基づく貿易障壁調査を申請したのである。結局、商務部の調査及び3回に及ぶ政府間協議の結果、日本政府が2005年から中国産海苔もIQ枠に加えることを約束し、当該調査が終了した(馬, 2006)。この事例で中国は、初めて暫定規則に基づいて貿易障壁調査を行い、外国の不公正な貿易措置の是正に成功した。

商務部は、上記の調査を通じて把握した制度上の問題を解決するため、2004年7月から暫定規則の改正作業に着手し、2005年3月1日に対外貿易障壁調査規則(以降「調査規則」と表記)を施行した(王, 2006)。調査規則は、上位法である中華人民共和国対外貿易法の改正(2004年7月1日施行)及び担当機関の名称変更等により、その改正が必要不可欠な部分もあった(李, 2005)。しかし、暫定規則の内容を踏襲しながらも、①貿易障壁の対象及び範囲が明確になり、②申請者の立証責任に貿易への悪影響が追加されるなど、暫定規則に比べてより多国間主義の原則に整合的であると評価されている(崔, 2008)。また、商務部は法律の名称から「暫定」という用語を削除しており、新規規則の法的安定性が向上したと認識している(馬, 2006)。

調査規則の目的は、対外貿易障壁に関する調査を行い、対外貿易障壁が中国に与える悪影響を解消し、対外貿易の正常な発展を促進するためである<sup>8</sup>。事実、対外貿易障壁の調査については、中華人民共和国対外貿易法(以降「対外

<sup>6</sup> United States – Anti-Dumping Duty on Dynamic Random Access Memory Semiconductors (DRAMs) of One Megabit or Above from Korea (DS99).

<sup>7</sup> 第10期全国人民代表大会の第1回会議で決定された国务院機構改革方案により、2003年3月25日に対外経済貿易合作部と国家経済貿易委員会が統合し、商務部として新設された。

<sup>8</sup> 調査規則第1条。

貿易法」と表記)に原則的な規定が設けられている<sup>9</sup>。したがって、調査規則は、対外貿易法第37条の施行規則に該当するものであると考えられる(馬、2006)。調査規則は、総則、調査申請、審査及び申立、調査及び認定、附則等の5章37条で構成されている。

#### IV. 対外貿易障壁調査規則の実体的規定

##### 1. 貿易障壁

通常、「貿易障壁」(trade barriers)とは、自由な貿易を阻害する制度・政策を総称するものである。その中でも、具体的な数値で表される関税障壁と異なり、不可視的な非関税障壁は広範かつ多岐にわたるので、それを明確に定義することは極めて難しい(宋、2008)。したがって、主要国の貿易障壁調査制度を見ても、貿易障壁に関する明確な定義はなく、単にその存在を判断するための基準を示すことにとどまっている(張、2006)。

中国の調査規則も同様で、外国(地域)政府が採択若しくは支持する措置又は行動が、次のいずれかに該当する場合に、貿易障壁としてみなされる<sup>10</sup>。まず、中国が締結若しくは加盟している国際条約・協定に違反し、あるいはその義務を履行しない場合である。次に、中国の貿易に悪影響を与える場合である。ここで貿易への悪影響とは、①中国産の物品やサービスの市場アクセスを制限し、又はそのおそれがある場合、②海外市場において中国産の物品やサービスの競争力に損害を与え、又はそのおそれがある場合、③外国の物品やサービスが中国に輸出されることを制限し、又はそのおそれがある場合を指す。

貿易への悪影響に関しては、次のような制度上の特徴が見られる。第1に、物品貿易のみならず、「サービス貿易」に対する障壁も調査対象に含まれていることである。事実、調査規則の上位法である対外貿易法においても、中国の対外貿易が貨物輸出入、技術輸出入、サービス貿易の3つに分類されている<sup>11</sup>。第2に、中国産の物品やサービスに対する輸入障壁のみならず、外国産の物品やサービスが中国に「輸出」されることを阻害・制限する場合も、貿易障壁としてみなされる。外国の輸出制限も貿易障壁の範疇に含まれている背景としては、中国への技術流出を恐れて法的根

拠のない輸出制限措置が行われることを防止するためである(馬、2006)。第3に、中国産の物品やサービスが外国貿易障壁の影響を受ける範囲を、中国や当該国に限定するのではなく、「第3国」も加えていることである。最後に、実際に貿易への悪影響を惹起していない場合でも、その「可能性」があると認められた場合は貿易障壁としてみなされる。

周知のように、貿易障壁の範囲を具体的に列挙することは困難である。しかし、中国商務部が公表する国別貿易投資環境報告では、貿易障壁が14のカテゴリーに整理されているので参照できる：①関税及び関税管理措置、②輸入制限、③通関手続障壁、④輸入品に賦課される差別的国内税、⑤貿易の技術的障害、⑥衛生・植物検疫措置、⑦貿易救済措置、⑧政府調達、⑨輸出制限措置、⑩補助金、⑪サービス貿易の障壁、⑫知的財産権保護の不備、⑬不合理な知的財産権の保護措置、⑭その他の障壁<sup>12</sup>。

一方、調査規則は、貿易障壁のみならず、海外投資障壁についても同様に適用される<sup>13</sup>。但し、調査規則の中に海外投資障壁に関する具体的な規定はなく、国別貿易投資環境報告で挙げている3つの投資障壁類型－①投資参入障壁(barriers to the access of investment)、②投資経営障壁(barriers to operation)、③投資撤退障壁(barriers to withdrawal of investment)－を参考にして定義することができると考えられる<sup>14</sup>。

以上のように、調査規則における貿易障壁の規定は、国内法に基づいて調査開始できる米国通商法301条の方式を採択していることが分かる。その一方でTBRにおいては、貿易障壁(obstacles to trade)が「国際貿易規定により異議の対象とすることができる第3国の貿易行為」と定義されている<sup>15</sup>。EUとは異なり、中国では単に国内法に基づいて調査が開始されるので、外国の貿易障壁に対する積極的な牽制が可能になる一方で、一方的措置として批判される余地も残されている(張、2006)。

##### 2. 損害

周知のように、中国の調査規則は、外国の貿易障壁が貿易に与える悪影響を除去し、中国企業の貿易・投資利益を

<sup>9</sup> 対外貿易法第37条。

<sup>10</sup> 調査規則第3条。中国政府は、主に台湾との貿易紛争の可能性を想定し、全ての条項に「外国政府」ではなく「外国(地域)政府」と明記している(馬、2006)。

<sup>11</sup> 対外貿易法第2条。

<sup>12</sup> 中华人民共和国商务部編(2012)『国別貿易投資環境報告2012』2-3頁。

<sup>13</sup> 調査規則第35条。

<sup>14</sup> 中华人民共和国商务部編(2012)『国別貿易投資環境報告2012』3頁。

<sup>15</sup> Article 2.1

保護することを目的としている。貿易への悪影響については調査規則第3条2項に言及されているものの、市場アクセスの「阻害」・「制限」及び競争力の「損害」に関する規定は定められていない。結局、損害の有無や程度に関する規定がないので、申請者の立証責任が困難であり、当該判断が担当機関である商務部に委ねられている(李、2006)。

EUのTBRの場合に、貿易障壁調査の実体的要件として、実質的な損害(material injury)の存在も求めている<sup>16</sup>。TBR第10条1項によると、実質的な損害の有無は、①ECの輸入・輸出の著しい増加・減少、②EC市場又は第3国市場のEC企業の販売価格に対する著しい価格押し下げ、③EC産業に対する影響(生産、稼働率、在庫、売上げ、市場シェア、価格、利潤、資本利益、投資、雇用等の経済指標)で判断される。

### 3. 申請者

貿易障壁調査の申請者は「国内企業、国内産業、又は国内企業及び国内産業を代表する自然人、法人、又はその他の組織」と定められている<sup>17</sup>。ここで「国内企業、国内産業」とは、調査対象となる物品やサービスの生産及び供給と直接的に関連する企業若しくは産業を指す。

調査規則における申請者の資格要件は、次のような特徴が見られる。まず、米国通商法301条が全ての利害関係者(any interested person)に申請資格を付与しているのに対し<sup>18</sup>、調査規則における申請者の範囲は相対的に狭くなっているのが分かる(王、2006)。結局、調査規則の場合、個人による申請は事実上不可能となっている。

次に、申請者に関する定義に不明確な部分があり、その結果として商務部に大きな裁量権を与えていると同時に、調査申請の際に申請者が困惑する可能性も否定できない(蔡、2004; 李、2006)。実際、調査規則第5条における「代表」や「直接的な関連性」の意味が具体的に定義されていないので、申請者自らがその立証責任を負うことになり、また商務部の裁量で判断されるのである。

最後に、国内企業及び国内産業を定義・判断するための具体的な指針又は基準が定められていない(Song、2006)。対照的にTBRは、提訴(complaint)の資格が認められているEC産業及びEC企業概念が定義されている<sup>19</sup>。EC産業の代理として提訴するためには、当該物品又はサービスの生産量が主たる割合(major proportion)以上を占めなければならない<sup>20</sup>。EC企業を代理して提訴する場合は、市場

シェア等の地位についての要件が存在しないので、1社だけでも提訴が認められる(池田、2007)。

以上のように申請者の概念が曖昧になっている理由は、貿易障壁の範囲が広範かつ多岐にわたる状況の中で、調査申請の提出を容易にするために、その資格を厳格に定めることが望ましくないと判断されたからである(馬、2006)。

## V. 対外貿易障壁調査規則の手続的規定

### 1. 調査申請

前述したように、国内企業、国内産業、又は国内企業及び国内産業を代表する自然人、法人、又はその他の組織は、貿易障壁の調査を申請することができる。申請者は、申請書に、①申請者の基本情報、②貿易障壁に関する説明、③貿易障壁の影響を受ける物品やサービスに関する説明、④国内関連産業の基本的な状況に関する説明、⑤貿易障壁が貿易に悪影響に関する説明、⑥その他説明が必要と考えられる事項を記入し、商務部に書面で提出しなければならない<sup>21</sup>。

申請者は、申請の際に、貿易障壁の存在及び貿易への悪影響を証明する証拠資料を提出するとともに、その出所も明示する必要がある<sup>22</sup>。証拠資料の提出は強制条項ではないが、提出できない場合に、その理由を書面で説明しなければならない。申請者は、商務部が調査開始を決定する前に、当該申請を取り下げることができる<sup>23</sup>。蔡(2004)によれば、調査申請の取り下げに必要な手続きや条件はなく、申請者は簡単に申請を取り下げることができる。

事実、調査規則における申請者の立証責任は、通商法301条やTBRに比べて、比較的軽いと言える(Song、2007)。その背景には、次の要因が考えられる。まず、中国企業は訴訟に消極的な傾向があり、過度な立証責任の負担で調査規則の利用を避けることが懸念されたからである。次に、中国企業は、法的制度を利用するために必要な経営資源や専門的ノウハウが乏しく、申請の準備や情報収集に重い負担を課すことがあまり現実的ではないと判断されたからである。因みに、通商法301条は、申請者に対して詳細な情報の提示を求めているが、情報収集が困難な場合に「301条委員会」の議長から支援を受けることができる<sup>24</sup>。

一方、調査規則では、商務部の職権による調査開始が認められる<sup>25</sup>。通商法301条も、米通商代表部(United States Trade Representative; USTR)による職権調査が可能である。しかし、USTRが職権調査を行う場合には、米国の

<sup>16</sup> Article 2.3 <sup>17</sup> 調査規則第5条。 <sup>18</sup> Section 302 (a) (1) <sup>19</sup> Article 2.5 and 2.6 <sup>20</sup> Article 2.5 (b) <sup>21</sup> 調査規則第6条及び第7条。  
<sup>22</sup> 調査規則第8条。 <sup>23</sup> 調査規則第9条。 <sup>24</sup> 15 CFR § 2006.1 (a) <sup>25</sup> 調査規則第4条。

通商法第135条に基づいて設けられた諮問委員会との協議が必要である<sup>26</sup>。TBRの場合は、EC産業、EC企業、加盟国の提訴により、EC委員会の調査が開始される。TBRの中にはEC委員会の職権調査が明示的に示されていないが、欧州共同体設立条約第211条によって可能である(張、2006)。

## 2. 調査開始

商務部は、申請者が提出した申請書及び関連証拠の受理から60日以内に、当該申請資料を検討し、調査を開始するか否かを決定しなければならない<sup>27</sup>。通商法301条の場合は、USTRが調査申請を受理してから45日以内に調査開始を決定するが、申請者との協議で90日まで延長することができる<sup>28</sup>。TBRも、通常、申請書の受理から45日以内に調査が開始されるが、EC委員会は申請者や加盟国との協議を経て延長することが可能である<sup>29</sup>。また、EC委員会は、調査開始を判断する際に、必ず諮問委員会との事前協議が必要である。この協議条項は、加盟国の意見を反映させることで、EC委員会の独走を防ぐ役割を果たすのである(張、2006)。

商務部は申請資料を検討し、申請者に対して提出期限を設けて追加資料の提出を求めることができる<sup>30</sup>。申請者が提出した申請書及び関連資料の内容に問題がなければ、商務部は調査を開始することになる。しかし、調査規則第16条によれば、①申請者が提出した申請資料の記載内容が事実と異なる場合、②申請者が提出した申請資料が不十分であり、また商務部が指定した期限内に追加資料を提出しない場合、③調査申請の対象となる措置又は方法が明らかに貿易障壁に該当しない場合、④調査を開始する必要があると判断した場合に、商務部は調査を開始しないこともできる。ここで、商務部が調査を開始しなくても良いと判断できる場合とは、当該貿易障壁が中国の貿易利益に与える影響が非常に少ないときや、アンチ・ダンピング条例に定められている公共の利益が検討されると考えられる(馬、2006)。通商法301条でもUSTRの判断で調査を開始しないことができるが、USTRは議会にその理由と調査実施による経済的不利益を書面で報告しなければならない<sup>31</sup>。

商務部は、調査を開始しないと決定した場合に、必ず申請者に書面で通知し、その理由を説明しなければならない<sup>32</sup>。この条項は、申請者の合法的な利益を保護し、商務

部の権力濫用を牽制するために設けられたと考えられる(張、2006)。逆に、調査を開始すると決定した場合は、①調査対象となる措置又は方法、②調査対象となる措置又は方法に係る物品又はサービス、③調査対象となる措置又は方法を実施している国家(地域)、④入手した情報の概要、⑤利害関係者の意見陳述及び国民の意思表明の期限等を明記して告示しなければならない<sup>33</sup>。そして商務部は、申請者、既知の輸出経営者及び輸入経営者、調査対象国(地域)の政府、その他の利害関係者に対して、調査開始について通知しなければならない<sup>34</sup>。

## 3. 調査

商務部は調査を行い、調査対象となる措置又は方法が調査規則第3条の貿易障壁に該当するか否かを判断するところになる<sup>35</sup>。実際の調査業務は、商務部の輸出入公平貿易局が担当する<sup>36</sup>。調査を行う際に、商務部は、自らが入手したあらゆる情報を利用することができる<sup>37</sup>。調査規則には、調査方法として、諮問委員会の構成(第20条)、アンケートや公聴会の実施(第21条)、海外現地調査(第22条)が定められている。また、商務部は、調査対象となる措置又は方法について、調査対象国(地域)の政府と協議することができる<sup>38</sup>。これらの調査は、開始日(告示日)から6カ月以内に終了しなければならないが、特別な状況においては3カ月以内の延長が認められる<sup>39</sup>。

他方、利害関係者は、提出資料が漏洩されると重大な悪影響が生じると予想される場合に、当該資料を秘密として取り扱うことを要請することができる<sup>40</sup>。商務部は、秘密保持要請に正当な理由があると判断した場合に、利害関係者が提出した資料を秘密として保持すると同時に、利害関係者に対して公開可能な資料の概要を提出させることができる<sup>41</sup>。また、利害関係者の同意がない限り、商務部は秘密保持資料を貿易障壁調査以外の用途に使用することはできない。この秘密保持条項は、通商法301条(Section 308)やTBR(第9条)でも類似の内容が見られる。

調査遂行に関しては、米国の通商法301条やEUのTBRも、類似の条項が盛り込まれている。しかし、通商法301条は、公聴会をはじめ、利害関係者に意見陳述の機会を与えることが義務付けられている<sup>42</sup>。また、USTRは、物品又はサービスに対する制裁措置が米国経済に与える影響について、米国際貿易委員会に意見を求めることもできる<sup>43</sup>。

<sup>26</sup> Section 302 (b) (1) <sup>27</sup> 調査規則第10条。 <sup>28</sup> Section 302 (a) (2) and Section 303 (b) (1) <sup>29</sup> Article 5.4 <sup>30</sup> 調査規則第11条。

<sup>31</sup> Section 302 (c) <sup>32</sup> 調査規則第17条。 <sup>33</sup> 調査規則第12条及び第13条。 <sup>34</sup> 調査規則第14条。 <sup>35</sup> 調査規則第18条。 <sup>36</sup> 調査規則第2条。

<sup>37</sup> 調査規則第19条。 <sup>38</sup> 調査規則第25条。 <sup>39</sup> 調査規則第32条。 <sup>40</sup> 調査規則第23条。 <sup>41</sup> 調査規則第24条。 <sup>42</sup> Section 302 (a) (4)

<sup>43</sup> Section 304 (b) (1) (C)

一方、TBRの場合は、調査が共同体レベルで加盟国と共同で行われており<sup>44</sup>、アンチ・ダンピングのような定型的な調査と異なり、調査の対象・相手・方法等がケース毎に特色があり、状況に応じて質問状の内容を変更したり専門家の意見を求めたりして、複雑で困難な調査になっている(池田、2007)。

#### 4. 調査中止

調査規則第26条によると、商務部は、次のいずれかに該当する場合に、調査を中止することができる：①調査対象国(地域)の政府が合理的な期間内に調査対象となる措置又は方法の取消し若しくは調整を約束した場合、②調査対象国(地域)の政府が合理的な期間内に適切な貿易補償の提供を約束した場合、③調査対象国(地域)の政府が経済貿易条約又は協定の義務を履行すると約束した場合、④商務部が調査を中止することができることと認められるその他の事情。しかし、調査対象国(地域)の政府が、合理的な期間内に上記の約束を履行しない場合には、商務部が調査を再開することができる<sup>45</sup>。調査規則における調査中止要件の特徴は、相手国政府の約束のみで貿易障壁調査が中止できることである。その一方でTBRは、外国政府によって満足できる措置が講じられて共同体の対策が不要な場合に、調査が中止されることになり、また当該措置の履行状況が監視されるのである<sup>46</sup>。

#### 5. 調査終了

調査規則における貿易障壁調査の終了は、次の3つの類型に分けられる。まず、商務部は、申請者の要請に応じて、調査を終了することができる。しかし、貿易障壁調査の中止が公共の利益(public interests)に反する場合は、その例外となる<sup>47</sup>。次に、法定終了事由に該当する状況として、①調査対象国(地域)の政府が調査対象となる措置又は方法を取り消し又は調整した場合、②調査対象国(地域)の政府が適切な貿易補償を提供した場合、③調査対象国(地域)の政府が経済貿易条約又は協定の義務を履行した場合に、商務部は調査を終了して告示しなければならない<sup>48</sup>。最後に、①申請者が調査に協力しない場合や、②商務部が調査を終了しても良いと判断できるその他の事情がある場合には、商務部の裁量で調査が終了される<sup>49</sup>。

#### 6. 対抗措置

商務部は、調査を通じて、調査対象となった外国政府(地域)の措置又は方法が、貿易障壁を構成するか否かを決定して告示しなければならない<sup>50</sup>。告示の際には、重要な状況、理由、根拠、結果、結論等の内容が記載されるが<sup>51</sup>、その重要性の判断主体や判断基準に関する規定は定められていない。

商務部は、調査対象となった外国政府(地域)の措置又は方法が調査規則第3条に規定する貿易障壁として認められた場合に、①二国間協議、②多国間紛争解決メカニズムの開始、③その他の適切な措置を講ずることになる<sup>52</sup>。ここで、その他の適切な措置とは、政治、外交、法的手段を含む非常に幅広い概念である(張、2006)。

通商法301条にはUSTRが講ずる制裁措置の類型(強制措置と裁量措置)や範囲等が詳細に定められているのに対して<sup>53</sup>、調査規則における制裁措置の規定は非常に曖昧かつ不明確であることが分かる。一方、EUのTBRは、通商法301条のように一方的な報復措置を講ずるのではなく、事前の国際交渉もしくはWTO紛争解決手続の開始が必要であり<sup>54</sup>、必然的にWTO整合的な対抗措置が採択される。しかし、調査規則第33条は、商務部に対抗措置の採択に関して一定の裁量権を与えている(Song, 2007)。

#### おわりに

本稿では、中国における攻撃的法律主義の動向を確認し、その象徴的な事例として、対外貿易障壁調査規則の実体的及び手続的規定を分析した。当該規則は、外国の不正な貿易投資障壁を調査し、国内産業及び国内企業を保護・救済するため、米国やEUなどの法令を参考にして導入された。この制度の導入を巡り、中国国内では自国企業の対外貿易・投資活動を積極的に保護する有効な法的手段として注目されたが(蔡、2004)、その一方で韓国や台湾などの周辺国では一方的な制裁措置として機能することを懸念する声も浮上した(崔、2008)。勿論、WTOは加盟国の一方的な措置を明示的に禁止しており<sup>55</sup>、これまでの調査実績を考慮しても調査規則が制裁措置として使用される可能性は少ないと考えられる。

しかし、調査規則の大きな特徴として、米国通商法301条やEUのTBRをベースに制定されたものの、抽象的かつ曖昧な条文が多く、必然的に担当機関である商務部に大きな裁量権が与えられていることに注意が必要である。例え

<sup>44</sup> Article 8.1 (c) <sup>45</sup> 調査規則第27条。 <sup>46</sup> Article 11.2 (a) and (b) <sup>47</sup> 調査規則第28条。 <sup>48</sup> 調査規則第29条。 <sup>49</sup> 調査規則第30条。  
<sup>50</sup> 調査規則第31条。 <sup>51</sup> 調査規則第35条。 <sup>52</sup> 調査規則第33条。 <sup>53</sup> Section 301 (a) (b) (c) <sup>54</sup> Article 12 <sup>55</sup> WTO紛争解決了解第23条。

ば、調査規則の実体的規定の中で、申請者の範囲や国内産業の概念などが不明確であり、国内企業及び国内産業への損害に関する判断基準も存在しない。手続的規定を見ても、調査担当機関の権限濫用を防ぐ安全・牽制装置はなく、調査開始、調査遂行、調査中止、調査終了、対抗措置の判断などにおいて、商務部の裁量を認める条項が盛り込まれている。結局、中国の調査規則は、商務部の裁量権を最大限に保障するものであり、一方的措置に該当する危険性を秘めている。調査規則における条文の曖昧さや調査機関の過度な裁量権は、単に立法経験不足によるものではなく、中国政府の意図的な戦略として見ることもできる(崔、2008)。

最後に、これまで調査規則に基づく中国政府の公式的な調査は、日本の海苔IQ制度(2004年)と米国の再生可能エネルギー支援及び補助金政策(2011年)の2件にとどまっている。調査規則を用いた外国の貿易投資障壁への対応が非常に少ない理由は、莫大な貿易黒字を達成している中で、中国政府の政治外交的判断が大きいと考えられる。実際、貿易収支は、攻撃的法律主義の展開を左右する重要な要因の一つである(Gao, 2005)。中国政府としては、主要国との貿易で黒字を記録し、逆に中国の貿易投資障壁が世界で問題視されている状況の中で、一方的措置と批判されやすい調査規則より、多国間紛争解決メカニズムや貿易救済措置の方が望ましいと判断したかもしれない。WTO紛争解決手続の利用状況やアンチ・ダンピング措置の発動件数を見ると、中国の攻撃的法律主義に基づく通商政策は現在も進行中である。

## 参考文献

### 【日本語文献】

池田節雄(2007)「EU通商障壁対抗措置法(TBR)の展開」『白鷗大学法科大学院紀要』創刊号29-61頁。

宋俊憲(2008)「非関税措置の決定要因に関する実証研究」青山学院大学博士論文。

### 【中国語文献】

王楠(2006)「试析《对外贸易壁垒调查规则》的修改」『学术交流』2006年09期38-40頁。

中华人民共和国商务部编(2012)『国别贸易投资环境报告2012』上海人民出版社。

李初婵(2006)「欧美贸易壁垒调查制度研究兼论我国：对外贸易壁垒调查规则」华东政法学院硕士学位论文。

李成钢(2005)「《对外贸易壁垒调查规则》实施」张莉(编)『公共商务信息导报』2005年03月04日第003版。

蔡从燕(2004)「我国对外贸易壁垒调查制度：成就、不足及完善」『法律科学』2004年第2期110-117頁。

### 【韓国語文献】

崔松子(2008)「中国の貿易障壁調査制度に関する法的考察」『通商法律』第80号130-162頁。

張勝和(2006)「外国のWTO規範違反調査及び貿易障壁調査現況と実態に関する研究」韓国貿易委員会委託調査報告書。

馬光(2006)「中国の対外貿易障壁調査法制度に関する研究」韓国法制処法制情報協力担当官室(編)『2006東北亜法制研究報告書』67-87頁。

### 【英語文献】

Ahn, Dukgeun (2003), "Korea in the GATT/WTO Dispute Settlement System: Legal Battle for Economic Development," *Journal of International Economic Law*, Vol. 6, No. 3, pp. 597-633.

Araki, Ichiro (2006), "The Evolution of Japan's Aggressive Legalism," *The World Economy*, Vol. 29, No. 6, pp. 783-803.

Gao, Henry S. (2005), "Aggressive Legalism: The East Asian Experience and Lessons for China," in Henry Gao and Donald Lewis (eds.), *China's Participation in the WTO*, London: Cameron May, pp. 315-351.

Jung, Youngjin (2002), "China's Aggressive Legalism: China's First Safeguard Measure," *Journal of World Trade*, Vol. 36, No. 6, pp. 1037-1060.

Nakagawa, Junji (2007), "No More Negotiated Deals? Settlement of Trade and Investment Disputes in East Asia," *Journal of International Economic Law*, Vol. 10, No. 4, pp. 837-867.

Pekkanen, Saadia M. (2001), "Aggressive Legalism: The Rules of the WTO and Japan's Emerging Trade Strategy," *The World Economy*, Vol. 24, No. 5, pp. 707-737.

Song, Junrong (2007), "A Comparative Study on the Trade Barriers Regulation and Foreign Trade Barriers Investigation Rules," *Journal of World Trade*, Vol. 41, No. 4, pp. 799-831.

WTO (2016), "Anti-dumping", available at: [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/adp\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_e.htm), (accessed 7 May 2016).